

納屋制度論(二)

——日本賃労働史の一断面——

市原亮平
田中光夫

市原は数年前にある機縁で田中氏の懇親を得、以来文通をか
さねてきた。田中氏は昭和十四年三月本学卒、明治専門学校
(のち明治工業専門学校と改称、現国立九州工業大学)の教壇
に立たれ工業経済を講じ、戦後は三井鉱山に入社、日本炭鉱労
働組合総連合(「炭労」の前身)の結成に参画され、同連合福岡
労働学校長を勤められ、現在は福岡県内職センター常務理事の
傍ら畢生の御研究日本炭鉱史にいそしんでおられる。昨年三井
三池の重大事故の直後に私は田中氏の御案内で筑豊炭田を訪ね政
府の石炭合理化政策や皮相なエネルギー革命論の犠牲となって
廃坑・閉山してゆく中小炭坑とそこにまつわりフェニックスの

ように再生するかにおもわれる納屋制度・組頭の亡霊をみた。
納屋制度―世話人制度―周旋人制度と明治以降じつに執拗に時
代の変転の裏側に變形しつつ生きつづけ、敗戦後の全般―機構
的民主化措置の進行裡に地上より姿を没したかにみえた納屋制
度の亡霊を。さらに三池重大事故の後景に納屋制度に象徴される
三井資本の前期的労務管理方式の揺曳をみた。田中氏は私に三
井鉱山が内蔵して門外不出の貴重な史料、三井鉱業所沿革史を
はじめ尨大な日本炭鉱の秘史をときあかす原史料の筆写を閲読
に供して下さった。(この沿革史はまだ公開されていず従来わ
ずかに鎌田久明、馬場克三、隅谷三喜男の諸教授によって部分的

に利用されているにすぎない。) われわれはこれら原史料に依拠しながら、以下二回にわたり日本納屋制度の機構と機能とを分析するのであるが、納屋制度の発生―生成―崩壊にからまる歴史的研究は『日本労働協会雑誌』に発表し本稿を補足したい。

(市原記)

序 章

日本における資本主義発達史上での賃労働の性格づけはかの有名な昭和初期の資本主義論争の一焦点を形成した。大正末期からこれに先んじて展開された日本人口論争はマルクス陣営の側から多くの学究が参加したにもかかわらず、河上肇に代表されるように、資本論中の産業予備軍の理論を解説するにとどまり日本資本主義の構造分析から当年の人口問題・失業問題にたいし歴史的型の理論を提供するまでにはいたらなかった。資本主義論争において講座派の二中心とされた山田盛太郎教授の日本資本主義の賃労働者は半隷奴的賃銀労働者であるとみる型―特殊性の理論は日本人口論争にたいするマルクス主義者の一答解とみられるべきものである。この山田説を戦前「労働保護立法の理論について」においてさらに補強され、第二次大戦後は明確な賃労働の日本的型―「出稼型賃労働」として発展せしめ

られたのが大河内一男教授である。この大河内理論はやがて強力な学界への影響力をもつにいたつたが、出稼型説の矛盾への批判が、実証・理論の両面から提出されるにいたつた。批判者の一人とみられるのは並木正吉氏であり、大河内教授のように日本の農村を過剰人口のプールとみる「出稼型」説を統計的に否定し、農家人口は産業労働力の供給源ではあっても、過剰人口のプールとはいえず、産業予備軍という「景気変動」と結びつく労働力の流動形態をとっていないとされたのである。(「農家人口の流出形態」) 批判者の今一人は渡部徹氏であり、従来の日本資本主義が資本だけでなく労働の点でも封建的な地主制を必須の条件にしたという「豊富な労働力・低賃金」説を否定された。すなわち寄生地主制下で農民の賃労働者への転化が不十分なまま近代経営―資本主義化が進展していくと、理論的には賃労働力の不足と絶対主義の限界が帰結されてこないか、と問題を提起し、地主制が可動的労働力の創出を制約する結果として創出期の資本が著しく労働力不足に悩んだこと、資本主義の展開は講座派の見解とは逆に地主制の基礎を掘り崩してゆくことを主張された。(「明治前期の労働力市場形成をめぐって」) こういう視点から絶対主義下の本源的蓄積の限定性にもとづく

労働力不足が囚人労働や監獄部屋・納屋制度・拘禁的寄宿舎制度を必然化した、といわれるのである。

すでに大塚史学や堀江英一教授によって絶対主義と本源的蓄積の関連が論及されてきたのに、この研究成果が日本賃労働史分析にはじめて具体化されたのはじつにこの渡部氏をもってはじまる。現在日本の賃労働史研究は日本資本主義発展史や社会政策学の狭隘な境界をつきぬけて労働市場論や法社会学や比較賃労働史の各分野から照明がなされている。各分野の個別研究の総合化が期待されるゆえんである。渡部氏が大塚史学の研究成果の導入に成功した、と述べたが、私はさらに日本農業の構造分析に孤立しながらもユニークな叢績をしめされた故栗原百寿氏の定立された「栗原理論」の賃労働史研究への撰取の要をも力説したい。すなわち右に述べた旧講座の矛盾を整合的に解消させるための日本農業論・地代論として栗原理論を再吟味してみよう。

竝木氏がいうように、戦前日本の農家人口は一定規模に保持され「出稼型」説のいうごとく柔軟無礙なものでなく労働力供給・消化において極度の硬直性をもった。これはアメリカにおける資本主義の景気変動したがって恐慌が直截透明なものとし

てあらわれ、循環性、農業恐慌は農家人口の稼働量として鮮明にしめされ、農村人口が労働力の供給・消化に何ら硬直性をしめさなかったのと対照的である。栗原理論はこの点を戦前の農業危機に基礎をもつ農業恐慌が一般的な経済恐慌に解消できぬ独自の循環性をもっており、敗戦後の寄生地主制の解体によってはじめてこの「硬直性」ある農業恐慌が転換し、一般的な経済恐慌の一環として「硬直性」をなくしてその中に包摂されたことから説明しているのである。また栗原氏の戦前の日本の小作料が一方では旧来の年貢の継承たる「封建性」をおびるとともに、他方では小作人の自由な競争にもとずき「過渡的」であるとの規定は、日本の賃労働史研究にも重要な意味をもつ。(前者の「封建性」が農村人口の移動に「硬直性」を与えたのである。ただ一部の旧講座派のように人格的非自由―小作人と考え土地への緊縛のみを主張するのは正しくない。狭隘ながら農村人口の流出は継続されてきたのだから。)

「…今世間の要求に依って出した一毛作田及二毛田の普通の小作料を見まするに、先ず收穫に對する率から申しますれば、收穫の半分より少し上位の所になって居るように思はれるのであります。之に依れば現行の小作料が旧時代の年貢其の儘のも

のが多く行われて居ると云うことで、之を其の地主側からすれば吾らは小作料を一度も上げたことはないのであると云われるのであります。其の通りでありまして多くの処に於てはさう度々小作料の分量を上げては居らぬ、而してそれが原因になると云うことは余程考えなければならぬ。現今の小作料が経済学上のリカードの地代論のような理論によつて居るものでないことは勿論であります、それと同時に又小作の経営上の見地から算盤を採つて是ならばと云うので約束したものともしられないのであります。どうも段々調べて見れば、矢張旧時代に各藩併立つて群雄割拠の有様で、其の国の自給自足其の藩の軍備というようなことをする上から、財政上負担を命じたものが主になつて其の儘に来て居るのではなからうかと思われるのであります。然しながら斯様に、兎も角も数十年続いて居るものを今日直にどうすると云うことは是は到底出来ることではない、又さうすることは社会の上にて非常なる変革を一時に持来すもので、到底許すべからざること考へるのであります。此の現小作料を斯様に維持して来たということは、是は地主の社会的勢力が相当にあり、又旧時代から引続いての情勢というものが今日ズツト来て居るのであります。けれどもそれと同時に見遁

してならぬことは、小作人の方面から小作料を維持して居たことであります。小作人が多数でありまして其の競走に依つて小作料を競上げて居る所も往々見るのであります。総てがさうではないとしても少くとも小作人が多数居て地面が少いと云う結果は少くとも此の旧時代から引続いて来て居る所の現小作料を下げなかつたと云うことは確に云えるのであります。此の事は吾々が事新しく申上げるまでもなく最近の小作争議の本山であるように思われて居る岐阜県の小作組合の初期の組合規約の中に於て、痛切に小作人自身が之を言現はして居る文句が沢山入つて居るのであります。即ち吾々はお互の間で小作地を競つた為に今日随分高い小作料を持つて居るような訳である。是から後は組合員の中で小作料の競上げると云うことは致すまい、小作料を負けて呉れと云う要求はするけれども、其の前に先ずお互組合間に於て競上げまいと云うことを初期の小作組合の契約の中に明かに契約して居ります」(石黒忠篤「小作問題概要」農林省農務局「地方小作官講習会講演集」、大正九年九月帝國農会刊、五六―八頁)

右に長々と引いた石黒発言は、わが国小作料をめぐる地代論争における旧講座派見解と旧労農派的主張とを止揚する重要な

意味をもつものであった。このような視点に立つとき囚人労働・納屋制度論の視座は自らあきらかとなる。すなわち絶対主義と寄生地主制の当然な制約で労働力不足と移動の頻発をもたらした明治一〇年代以降、官営大企業の要求する大量の労働力需要を当時の狭小な労働市場で調達し充足することは不可能だったので、ここに成立したのが囚人労働であって、炭鉱では三池、幌内に於て大々的に囚人労働の投入をみたが、これには自ら量的に地域的に或は制度的に一定の制約があり一般の炭鉱がこれに倣うことは許さるべきことではなかった。

石炭産業は明治一〇年代から産業革命がその緒につき、大小の炭鉱が勃興して大量の労働力が必要としたが炭鉱は工場と異りその立地条件が不良であり然も地下労働という労働環境の劣悪さが労働力の確保を一層困難にし炭田周辺の農村地帯における過剰労働力の潜在にもかかわらず、これを顕在化して現実の労働力たらしめることが至難であった。

従ってこの要求に可能性を与える労働力の創出と、その確保に現実性を与える特殊な調達方法と一旦調達した労働力を確実に留め置くための特別な統轄方法とが要請せられることとなり茲に発生し展開したのが飯場制度乃至納屋制度である。

納屋制度は、紡績工場及び製絲マニユにみられる拘禁的寄宿舎制度と並んで我が国における労働関係の中で最も非近代的、半封建的な性格を有する雇傭形態であって前貸金等をもって貧窮農民、浮浪者等を誘引し、前貸金を足枷として労働者の自由移動を禁止し私的制裁を武器とする暴力機構の下で債務奴隷的な関係においてこれを支配し、中間搾取をほいままにする労働力統轄の方法である。「手工業的な基礎の上に立てられる大規模な経営はマニユファクチュア分業に導かれざるを得ないのであるが、かかる分業は必然的に労働力の等級的編成に導き、しかもこれを固定化させる傾向を持っている。そして炭鉱に於けるがごとく資本がいまだ十分に労働過程を實質的に包摂し得ないでいるところでは、この等級編成の頂点に立つものは資本に對して或る程度の独立性を保ち、資本と労働との中間に介在する存在となるのである。かかる中間者は、一方では鉱業権の賃借人として一切の経営を統率する斤先人として現われ、他方の極では単純な使用人としての抗長ないし抗夫頭として現われる。また鉱業権者の資本のもとで一組の労働者を督勵して稼行する石炭採掘請負人は、この中間的なものとして理解でき得るであろう」⁽¹⁾の如く等級編成の頂点に立つ中間介在者は多くの場合

最初、鉱業権者の下に於て相対的独自性を保ちながら、労働者の募集、作業督励、賃金支払、日常生活の管理など生産及び労働力統轄の大部分を請負うという典型的な中間請負業者として現われるのである。資本制生産の発展に伴いこの典型的な形態は次第にくづれて作業請負の面は次第に資本の手に吸収され、或る者は独立な斤先業者となり或者は生産管理の一部を受持ち或者は生活管理の全部若しくはその一部を受持つということになるのであるが、その何れの場合に於ても労使の間に介在して中間的な搾取を行うことには変りはない。

而してここにおいて納屋制度とは正確には中間介在者が資本の下で自らの責任において鉱夫を雇入れこれを自らの納屋に收容し、鉱夫を統轄して或は石炭採掘を請負い或は流通過程において中間的搾取を行う機構及びこれにつづく一連の変形形態を指すものである。

一六世紀から一七世紀にかけて英国の中小炭鉱に広く行われ更に後年まで残存したといわれる butty system は幕末から明治初期にかけての我が国石炭の創生期に現われた石炭採掘請負業者たる頭領と略々その性格を一にするものである。

「Butty system」ところの一種の中間請負業者 (subcon-

tractor) であつて、炭鉱の所有者とトン当り幾何で石炭を採掘することを契約し、時間賃銀で労働者を雇ひ、炭鉱所有者との契約価格と生産費との差額を収得するものである」⁽²⁾

(註) 鉱山における中間請負業者は夙に徳川初期頃から現われていた。即ち鉱山の経営は幕府や領主が鉱山奉行を置いて直接その経営に当るものと、請負人を指定して一切をこれに請負わせるものがあり、前者を直山、後者を請山といったが後者は一定の租鉱料を納めるだけで、鉱業権者と独立の立場を以て鉱山の経営に当る所謂斤先業者であつて、請山はバッテリーとその性格を一にするものである。ただし私は納屋制度をさらに旧中国の「把头制度」とも比較したいとおもつている。

頭領は鉱業権者と契約を結び、その下で相対的な独立性をもちながら鉱夫を統轄して石炭採掘を請負つたのである。

築豊五郡頭領伝 (遠賀郡頭領会事務員、児玉音松著、明治三五年五月刊行) は明治初期から三〇年前後にかけての頭領や炭鉱労働者の実態を描いた貴重なものであるが、その中に当時筑豊五郡で知られた頭領一八名の伝記を述べている。

「頭領の字は棟梁に作る、或は統領を妥当と云ふものあり、要するに頭領の称たる地方に於て慣熟の語のみ、暫く頭領会

にて用い來りし字を其のままに用いる事とはなせり⁽³⁾」とあり又「頭領は一坑一人、即ち大頭領なり、然れども其実際に於ては頭領と呼ばれるもの一坑多数あり、要するに乾分と云うが如きのみ……故に頭領とは炭坑社会にこの通用の語なりとす⁽⁴⁾」とあるが、要するに頭領は資本に従属する石炭採掘請負者であつて、炭鉱の規模に依じ一名乃至数名の頭領がいて配下の鉱夫を指揮して石炭採掘を請負っていた。

この請負業者は筑豊地方だけでなく高島炭鉱ではその創業の当初から存在していた。

即ち「明治初年旧佐賀藩坑業ヲ盛ソニセシ時、坑夫数百名ヲ募集シ、初テ納屋頭ヲ置キ坑夫ノ取締ヲナサシメ、之ヲ統括スルニ受負夫ヲ以テス。蓋シ受負夫ハ当時ニアツテハ炭坑ノ指図ニ從ヒ採炭修繕都テ坑内ノ事業ヲ負担シ、納屋頭ヲシテ坑夫ヲ使役セシム⁽⁵⁾」の受負人がこれである。

この中間請負業者たる頭領は屯当り幾許という石炭の採掘高を基準として報酬を受ける請負契約を結び、自らの責任において鉱夫を募集してこれを養ひ、作業道具其他の生産財を貸与して稼働させた。即ち「見事坊主を男にせんとの心より、坑主内顧の憂を一身に引受け⁽⁶⁾」「坑主のための侍大将として坑主を推

し立て、手に余る坑夫に使う男振り、力量、唯此男一人が時の鉱業の運命を背負うて立ち⁽⁷⁾」労働力の調達と統轄から生産面一切に亘る権限を掌握していた。

炭鉱の機械化がまだ進展せず生産面の大部分が人力に、然も甚だ低劣な労働力だけに依存していた時代においては「炭鉱事業の経営元より一言にして尽す可きにあらずと雖、坑夫の取締は実に事業消長の最重要件たり⁽⁸⁾」の如く、労働力の統轄如何によつて経営が左右されていたので頭領は広汎な権限を与えられていたが、炭鉱の機械化が進み資本制生産が發展するようになると生産面に於ける権限が次第に縮小、排除せられて労働力の調達と統轄を主とする納屋頭本来の役割を受持つようになるのである。馬場教授の「この制度はまづ資本に従属した請負業者の形で現われるのであるが、次第に三つの方向に發展してゆくものと考えられる。すなわち、(一)そのあるものは独立性を強めて、いわゆる斤先業者となつてゆく。もしくは、(二)特定部分作業についての請負契約関係に入つてゆく。ところがこのいずれにも転化しないものは、(三)労働力募集および労働力管理の役割を引受けるところのいわば前期的な形態の勞務係として残るのである⁽⁹⁾」という説は頭領の名で呼ばれていた中間請負業者の発

展過程を正しく把えたものであるが(一)の独立性を強めたものは必ずしも斤先業者に發展するものとは限らず、「必ずしも多くの資本あるを要せず、必ずしも老練なる經驗智能あるを要せず、多少の覇氣あるものは直ちに坑主たりしなり、甲処の山蔭、乙処の谷間に狐もどきの穴を穿ちて、二十内外の人員が一ヶ月を支え得る糧食あれば轍ち事を挙げたる始末にて」というような状態であつた資本制生産以前の時期に於ては中間請負業者が直接鉦主となり大を成した例も多い。

その代表的な例である貝島太助は明治五年一〇月田川郡弓削田坊に一坑夫として稼働したが、間もなく頭領、渡辺弥右衛門の下で採掘万般を握る副頭領となつた。当時頭領の給料は甚だ低く、石炭百斤について二〇文の口銭、ほかに酒二合半、米四合を手当として支給されるだけであつたから鉦夫の賄方をしないと利益がなかつたので郷里直方から妻を呼び寄せて飯場を開き鉦夫を寄宿させた。⁽¹¹⁾この太助の例やさきに挙げた高島の例が示す如く頭領は請負業者として大きな権限を有していたが、これだけでは利益が十分でないのでも自ら飯場を開設して鉦夫を賄うとともに配下にも納屋を経営させた。

頭領という呼び名が納屋頭領又は納屋頭という名称に変わつて

いったことによつても請負業者としての頭領が労働力の統轄を本体とする納屋頭へ転化した事情をうかがうことが出来る。

納屋制度はさきにも、ふれた如く「労働力募集および労働力管理の役割を引き受けるところの、いわば前期的な形態の労働係」であり、「この類型こそ納屋制度の本来的なものを代表するもの」⁽¹²⁾であつて、又納屋制度は、いわば資本によつて公認せられた一種の私営寄宿舎ともいふべき制度で地方の有力者、頭役、或は従業員の中から指定されたものが、納屋の貸与を受け或は自らこれを建築し、多数の鉦夫を收容して飯場を開き、その賄を行つとともに労働供給請負の特権を与えられたのである。

およそ何等かの縁故によつて雇傭関係を結んだものは自ら意識するとしなやかかわらずその意識の内面において一種の精神的な拘束を感じるものであるから、これが延いては身分的な隷従関係発生の心理的な基盤となりがちなるものである。

更に前貸金を受けたり或は雇主との間に債務関係がある場合などは労働者は雇主に対して経済的拘束を受けることになり特に労働者が賃金労働者としての自覚を有せぬ時期においては、これが雇主に対する人格的隷従となり半封建的な労働関係を成

立させることが多い。

労働契約の当事者である労働者が自らの人格的独立性を喪失する場合には形式的な対等関係すらも成立しないので如何に劣悪な労働条件であってもこれに従うことになり、更に経済外的強制さえも甘受せざるを得ない立場に追込まれがちなものである。

納屋制度という労働関係は納屋頭が形式的に或は實質的に労働者の労働力売買契約に介入しその典型的な場合は募集、作業、賃金支払、日常生活の管理など労働関係全般の統轄に当るものである。

而して納屋制度下の労働者は経済的或は経済外的強制によって直接的には納屋頭の統轄を受けるのであるが、その労働関係は納屋頭を頂点としてその下に人繰、勤場等を配置し、半封建的な身分制と非人間的取扱がその特質をなしていた。

納屋頭の報酬は原則として所属鉱夫の稼働成績を基準として支給せられるので納屋頭は自己の収入の増加をはかる結果、勢い苛酷な労働を強制するとともに賄料、売勤其他、流通過程を通しての中間的搾取をほしきままにしたのである。

従って強度の搾取を蒙った納屋鉱夫の生活は実に悲惨で「彼

納屋制度論 (一) (市原・田中)

等ハ常ニ納屋頭ヨリ前貸金ヲ受ケ居リ、日々ノ労働ニ対スル報酬ハ其貸金ノ割払金トナリ担保タルノ用ヲナスノミ。即坑夫ハ炭坑ノ為ニ働キ炭坑主ヨリ報酬ヲ与ヘラルルニアラスシテ納屋頭ノ為ニ働キ報酬ハ納屋頭ニ支給セラルルナリ」(三菱合資調査課、労働者取扱方に関する調査報告) というような状態であつて働けど働けど尚債務奴隷的立場を逃れることができなかったので、その結果は「坑夫ノ逃走者ノ多キハ其場所ノ作業ノ困難ナル点ヨリモ寧ロ納屋頭ノ苛斂誅求ニ堪エザルカ若クハ進ンデ納屋頭ヲ欺瞞シテ貸金ヲ踏倒シテ逃走セントスルナリ」(右同) というなこともなつた。

かかる労働者の酷使、抑圧、搾取の最も典型的な例を明治前期の高島炭鉱の納屋ににおいてみることができる。

高島は当時三池と並ぶ我が国の代表的な近代的大炭鉱であつて離島という立地条件の不利が労働者の確保を特に困難なものとしたので一旦調達した労働力を長く定着させる手段として監獄島の檻禁制度をとり、徹底的な拘置労働を強制して苛酷無惨な抑圧と搾取を強行した。

又北海道の諸炭鉱は日本の北辺に位し然も交通不便な奥地に所在しているので労働力確保が高島以上に困難であつたため詐

欺的手段によって労働者を募集しこれを飯場に拘禁して言語に絶する収奪を行い、北海道のタコ部屋は明治時代のみならず昭和時代に至るまで社会の耳目からかくされて儼存していた。

右の如き極端な監獄部屋の拘置労働は大小の炭鉱が密集していて「鉱夫は全炭鉱の共有である」とさえいわれた筑豊地方等では許さるべきことではなかったが、納屋頭は一方において、ある程度の警察権を握り、暴力を背景とする私的制裁の威圧を以て配下鉱夫に臨んでこれを頤使し他方においては平素の「前借金や吉凶その他の機会に配慮をうけるという扶養関係」⁽¹⁵⁾にもとづく「多年の縁故が自ら一種情愛の爲めに支配され互に親子の関係にあり」というような家族擬制的恩情を押しつけることによつて配下鉱夫に、献身を誓わせて労働強化に追込んだ。前者の監獄部屋の拘置労働を高島型というなら、後者の親方、子方的関係で結びついた博徒的、半封建的身分関係の基盤の上に立つ搾取形態を筑豊型と呼ぶことができるであろう。

労働者を私有物視して、これを暴力機構の統轄の下に身分的に拘束し奴隸的労働を強制する納屋制度などという封建遺制的、非近代的な労働関係が炭鉱の開発とともに発生し、明治の全時代はおろか大正時代を経て昭和初頭に至るまで全国の炭鉱

に汎く展開普及し終戦直後までもその残影を曳き、外形的には色々と変容を重ねつつもその本質においては依然たる中間搾取機構としての形態を執拗に維持しつづけ得たことは次のような理由によるものである。

一、我が国労働関係の特質である遅れた農村の半封建的秩序が労働関係の中に持ち込まれ、地縁、血縁関係を基調として、納屋頭と鉱夫との間に親方、子方的な身分関係が容易に結びついたこと。

二、炭鉱労働者の脱落的性格と隠然公然たる資本の中間搾取者の利用、温存のあったこと。炭鉱における労働条件の劣悪さが一般労働者に敬遠され、炭田周辺に沈澱していた貧農や浮浪者的な労働力に依存せざるを得なかったために「抑も坊夫の如きは普通の紀律を以て統御し難きもの少からず」（警保局長報告）「無頼不逞の徒も亦之あり」（工部省沿革報告）「筑豊十万の猛獸」（頭領伝）「人と坑夫とが喧嘩をした」（同）などいって社会から擯斥され、恐れられるような鉱夫も多く「坑夫の取締は事業消長の関する所にして其の監督実には容易の業にあらず而して其の感情の激する処忽ちに於て出炭に影響し或は無頼の徒を出入せしめて其の風儀を紊

す虞れなしとせず⁽¹⁷⁾、というような状態であったので、こうした労働者を統御するためには資本が直接に手を下さず、納屋頭を置き暴力的な機構によって統轄させることが有利であった。

(註) 直轄制度をとることの非常に難しかった例に次のようなことがある。

三井山野炭鉱は明治三一年二月に開坑しているが、ここでは最初から納屋制度をとらなかつた。同じ三井系でも田川炭鉱の如く古い歴史をもち三井の経営に移る前に納屋制度がとられていた所では経営主体が変つても一挙に旧習を排除することには困難が多かつたし、又このことは三菱資本に吸収された筑豊の諸炭鉱でも同様であったが、山野は純然たる新規開坑だつたがため、最初から一応直轄制度の方針を貫くことができた。然し納屋制度をとることが当時筑豊一般の習風であつたから直轄制度では鉱夫の統轄が困難であろうと憂慮せられたが、事実鉱夫中には粗暴の徒が多く、脱業者が多かつたため取締上支障が多かつたので、官憲の力を借る外なく請願巡査を置いたが尚十分でなかつたので福岡の玄洋者に応援を求め壯士、藤勝某、水越某兩名を雇傭して玄洋社と手を握りその威力を背景として取締を嚴重にしたためこれに威圧されて鉱夫の行動も次第に静穏となり直轄制度も漸

く成功の域に進んだといわれている。(三井山野炭業所沿革史草稿第一二巻) 皮肉にも中間搾除の統轄確立のため炭鉱資本と極右勢力連繫の原型がみられたのである。

三、労働条件の劣悪と立地条件の不利等による労働力の調達難。

「炭鉱は他のいかなる工業に比べても格段に大量の労働者を、不断に排出し廃棄する地下産業である。そしてこれを補充するためつねに新鮮な、低廉な、重筋労働力を求めてやまなかつた」(正田教授、日本の中小炭鉱とその労働者たち) が炭鉱はかつては一般に交通不便な僻地にあり、然も炭鉱労働は地下幾百、千尺という暗黒の坑内において常に生命の危険にさらされての重労働であるから、よくよくのことでなければこれを希望するものが少く又一旦雇傭せられてもその移動が激しく、労働力の不足は慢性的なものがあつた。従つて資本主義の発展期において炭鉱が必要とする労働力を確保するためには尋常一様的手段では及ばず炭鉱は労働力の調達を納屋頭に請負させたので納屋頭は一方においては地縁、血縁関係により他方では欺瞞、譎詐的手段によって広く窮民を募集した。特に旧式な農業経済機構とつながる半農型労働

者の頻繁な移動から生ずる慢性的な絶えざる労働力の不足は納屋制度存立の最も強力な基盤となつたのである。

「蓋納屋ノ制度タルヤ坑夫ヲ募集スル上ニ於テ勞力ト費用ヲ要スルコトナク炭坑ニトリテハ誠ニ便宜ナル制度ナリ。殊ニ煩瑣ニシテ重要ナル坑夫ノ監督世話ノ一切ヲ納屋頭ニ委任スルハ炭坑ニトリテ更ニ便宜ナル点ナリトス（中略）納屋制度ノ長所亦実ニ茲ニ存ス。同時ニ本制度ノ弊所モ亦之ヨリ生スルモノナルカ如シ」⁽¹⁸⁾（労働者取扱方に関する調査報告書）にも見られる如く炭鉱は費用と労力を要することなく納屋頭の負担において（結局は鉱夫の負担となり彼等に犠牲を払わせることになるのであるが）鉱夫を確保することができるだけでなく煩瑣な労働管理の一切を納屋頭に委任し「炭坑は現在の納屋頭及び坑夫の間に行われる風俗に投じて巧みに之を駕駟するの術を講ずるに専ら」⁽¹⁹⁾（加藤政之助、高島炭坑視察録）で自らは直接に労働面に手を下すことなく納屋頭を巧妙に操縦することによってその目的を達することができた。

かくの如くにして炭鉱労働者は自由契約の原則によるべき資本と労働の雇傭関係のほかに納屋頭という中間的存在の介在によって二重の苛酷な搾取を蒙つたのである。

「炭鉱事業の経営元より一言にして尽す可きにあらずと雖、坑夫の取締は実に事業消長の最重要件たり」（前掲）の如く炭鉱における資本制生産の発達はまだ不十分で資本が労働関係を十分に包摂することのできなかった時期においては納屋頭は資本にとってきわめて重要な存在であつたが、時代の進運とともに「納屋坑夫募集（中略）受負納屋頭ノ之ガ為ニ負担スル費用手數ハ炭坑ガ直轄坑夫募集ニ要スルモノト同一ナリ。從テ現今ノ如キ坑夫ヲ要スルコト急ナル場合ニ於テモ納屋頭ハ其ノ負担費用ヲ恐レテ募集ニカムルコトナシ從テ操業ニ支障ヲ生ズルコト少カラズ、又坑夫ノ監督世話方等ノ点ニ就テ見ルモ之ガ全權ヲ握ル結果貸金其他ノ方法ニヨリ坑夫ヲ不当ニ圧迫シ束縛スルコト大ナリ」⁽²⁰⁾（労働者取扱方に関する調査報告書）或は「然るに右組長中には往々にして善良なる鉱夫を酷使し、或は会社に対して傲慢の態度を持し、屢々鉱夫を煽動して不逞の行動に出づる者ある等組長制の弊害漸く頭著」⁽²¹⁾となり、生産手段の高度化に適應する労働力の需要がようやく増大するようになると前期的な納屋頭的存在は「炭坑ノ對勞務管理施設ノ完備スルニ從ヒ勞使ノ間ニ介在シテ兎角其撤廢ヲ妨グル無用ノ長物」⁽²²⁾（世話方制度撤廢ニ関スル書類）視せられ、漸く資本にとっての桎梏と

なってきた。

かくて納屋制度に比べ「幾多ノ不便ヲ忍ブモ直轄制度ノ優レ
ルコト」⁽²³⁾(労働者取扱方に関する調査報告書)が次第に認識さ
れ、労働関係の一切をあげて直接、資本の掌握下に置くことの
必要性が痛感せられるようになり明治三〇年代の後半頃から漸
く崩壊過程に入るのである。

即ち一方においては労働者の側におけるもの、特に農村人口
を中心とする多数の賃金労働者他、他方においては個別企業
の側における採炭技術の近代化、経営規模の安定化等による納屋
頭の地位の相対的な低下等、資本主義発展の必然的な帰結がも
たらす現実が納屋制度を崩壊に導くのである。

納屋制度はその功罪は別としてもかつては炭鉱における労働
力統轄の一形態として、ある時期においてはその基本的形態と
して全国の炭鉱で殆んど汎く採用せられたものであって、これ
が炭鉱の労働関係に及ぼした影響は甚大なものがあるが、これ
に関する資料の多くは散逸していて特別なものを除いて残され
たものが非常に少い。

そのためか納屋制度に関する研究は教えられるところの最も
多い馬場教授の「納屋制度と炭鉱賃金」という貴重な論文を除

納屋制度論(一)(市原・田中)

いては大山敷太郎教授や隅谷三喜男教授の実証的な研究がある
くらいで、系統的に体系づけられたものが見当たらないことは非
常に残念である。

この納屋制度の問題が時代の推移の中に埋没し忘却し去られ
ることを憂え、この制度の研究に志し、広く断簡零墨を調査し
て小論文を草してみた。

(註) (1) 馬場克三『個別資本と経営技術』一六六頁

(2) 同 一六六～一六七頁

(3) 児玉音松『頭領伝』序

(4) 同 一頁

(5) 大山敷太郎「高島炭坑に見る明治前期の親方制度の

実態」七〇頁

(6) 『頭領伝』

(7) 同

(8) 高野江基太郎『筑豊炭砒誌』三〇五頁

(9) 『個別資本と経営技術』一六九頁

(10) 『頭領伝』

(11) 『三井田川鉱業所沿革史草稿第八卷』

(12) 『個別資本と経営技術』一六九頁

(13) 『人と人』第六卷第七号(日本産業協力連盟機関誌)

(14) 同 同

關西大學『經濟論集』第一四卷第一号

- (15) 『個別資本と経営技術』一七四頁
 (16) 『筑豊炭砒誌』五二四頁
 (17) 『筑豊炭砒誌』四五二頁
 (18) 『人と人』第六卷 第七号
 (19) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』二六七頁
 (20) 『人と人』第六卷 第七号
 (21) 『北炭五十年史』二三三―二三四頁
 (22) 『人と人』第六卷 第一〇号
 (23) 同 第六卷 第七号

第一章 納屋制度の機構

一、納屋頭の役割

納屋頭の手によって募集された鉱夫はすべてその統率下に入り、単身者は大納屋に收容され、有配偶者は小納屋という棟割長屋の一戸を与えられ「坑夫の取締は小頭ありて統轄す、蓋し其事業上の指揮命令を奉ずると共に又生活上の監督を受くる」⁽¹⁾こととなるのである。

納屋制度の中心となる納屋頭の役割乃至職務は必ずしも一律でなく、年代により或は経営規模の大小其他によって相違があ

るが作業道具其他の生産用具を貸与して就業させ、労働の督促から日常生活の監督に至る一切を支配していた。

高島炭坑々夫取扱手続によれば「坑夫ハ納屋頭ノ支配ニシテ、炭坑ニ対シテ直接ノ關係ナク、恰モ納屋頭ハ受負人ノ地ニ立ツモノナリ」⁽²⁾及び「鉱夫ハ総テ其雇主(各請負人)ノ指定スル箇所ニ於テ、炭坑係員ノ指揮ヲ受ケ就業スベシ」⁽³⁾或は又「當時は納屋頭が坑夫を募して請負で働かせていたので、炭鉱経営者と労働者は殆んど没交渉も同様であった」⁽⁴⁾(南部球吾、高島炭坑の今昔)などにみらるる如く納屋頭は鉱夫の直接の雇主であつて、坑内其他で炭鉱係員の指揮を受ける以外は炭鉱と直接の關係はなかつた。明治二一年に高島炭鉱鉱夫虐待問題が表面化して一世の非難が集中したため高島では或る程度の改善が行つたが尚右の如く、二五年前後においても納屋頭は請負人として生産及び労務管理の両面にわたつて大きな権限を有していた。九州地方の各炭鉱では二〇年代の後半頃から三〇年前後にかけての時期が納屋制制度の全盛期であつたが、同時にこれに伴う弊害が次第に表面化してきたことや資本制生産の発展とともに労働者を直接、資本の掌握下に置くことの必要が痛感せられるようになったことなどのために、この時期を頂点として漸

く再編成と崩壊の過に入ることになった。

二六年九月の北炭夕張炭鉱の納屋制度撤廃をはじめとして安川系炭鉱、高島炭鉱等における直轄制度への切換えが波紋をよんで、納屋制度に対する反省が次第に強まり三〇年代後半頃になると納屋頭の権限も次第に縮小される方向へ進んだが三九年当時の納屋頭の職務を「鉱夫待遇事例」(二一八頁以下)によって検討してみる。

純然たる納屋制度を採用している炭鉱

夕張 第一

単身鉱夫ヲ寄宿セシメ鉱夫ニ飲食ヲ供給シ宿泊休養其ノ他ノ便ヲ与フ、又賃金ヲ代理受領ス、此飯場ナルモノ目下二十二ヶ所アリ飯場頭ハ鉱夫募集ヲ托セラレシトキ日当ヲ受クル外鉱山ヨリハ何等ノ報酬ヲ受クルコトナシ

(註) 夕張炭坑は明治二六年に飯場制度を廃止したことになるが「鉱夫待遇事例」によれば夕張第二鉱だけが直轄制で第一鉱は飯場制度になっている。

大辻 炭坑

鉱夫ノ傭入保証、疾病負傷等ノ世話、鉱夫ノ業務居住其他拳動ノ監視ヲ為シ鉱夫入坑中ハ坑内ニ入りテ鉱夫ヲ指

納屋制度論 (一) (市原・田中)

揮監督ス、又所属鉱夫ノ賃金ハ納屋頭ニ於テ之ヲ受取り分配ス。

新入 炭坑

鉱夫ノ傭入及其身分ノ保証、稼賃金ノ代受ヲ為シ又乙種鉱夫ノ石炭穀及米ノ私下ヲ受ケ之ヲ各鉱夫ニ配付スルノ外坑内ニ於ケル鉱夫ノ指揮監督、鉱夫坑内外ノ一切ノ拳動ヲ取締ル。

下山田 炭坑

本炭坑ハ納屋制度ナルモ普通納屋頭ヨリ其權ヲ制限シ普通廿名位ノ鉱夫ヲ取扱フヲ目的トシ鉱夫中ヨリ撰抜シ斤先長ト称スルモノヲ置キ鉱夫ノ傭入保証其他一切ノ世話ヲ為サシム。

上山田 炭坑

鉱夫ノ傭入、身元保証又ハ単身者ノ賄ヲ為シ及日用品ヲ供給シ切端ノ配付ヲ受ケテ之ヲ部下ノ鉱夫ニ割当ヲナシ納屋ノ分配、鉱夫業務ノ督励、賃金ノ代理受取ヲ為ス。

大任 炭坑

普通納屋頭ヨリ其權ヲ制限セラレ鉱夫ノ傭入、鉱夫ノ人縁、配役ヲ為シ又鉱夫生活上雑事ノ世話、坑内仕操ノ受

關西大學『經濟論集』第一四卷第一号

負等ヲ為スニ過キス。

直轄制度と納屋制度を併用してゐる炭坑

大之浦坑

所属鉱夫ノ賃金増受取り之ヲ部下鉱夫ニ分配スルノ外：

……鉱夫ヲ監視ス

本洞炭坑

直轄ノモノニ在リテハ鉱夫ノ傭入及身元ノ保証、鉱夫ノ

業務居住其他挙動ヲ監視シ時々坑内ニ入り取締ヲ為シ鉱

山トノ意思ノ疎通ヲ計レリ……納屋制度ノモノニアリ

テハ納屋頭ノ職務ハ周旋人ト同一ニシテ……

古河西部鉱業所

鉱夫ノ傭入、身元ノ保証、諸般ノ世話方直接鉱夫ノ業務

其他日常挙動ヲ監視シ所属鉱夫賃金ノ払渡ヲ受ケ之ヲ分

配ス。

忠隈炭坑

鉱夫ノ傭入身元保証、業務居住其他ノ挙動ヲ監視シ又自

己所属鉱夫ノ賃金ヲ受取り之ヲ各鉱夫ニ分ツ。

金田炭坑

大納屋鉱夫ノ傭入身元保証、日々鉱夫ニ対シ業務ノ分

配、所属坑夫ノ雑事ノ世話其他鉱夫ノ挙動ヲ監視シ又賃
金ノ払渡ヲ受ケテ之ヲ分配シ或ハ又坑内事業ノ受負ヲ為
スコトアリ。

峰地炭坑

單身鉱夫ノ傭入身元ノ保証、寄宿、飲食ノ供給其他生活

上諸般ノ世話ヲ為シ業務ノ勤惰ヲ監督シテ入坑ヲ奨励シ

或ハ時ニ坑内事業ノ受負ヲ為スコトアルモ部下鉱夫ノ賃

金ハ代リ受取ヲナスコトヲ得サルモノトス。

香春炭坑

鉱夫募集ノ世話、身元ノ保証、毎日坑夫ノ繰込、鉱夫賃

金ノ代理受取坑内仕繰事業ノ受負等

以上の例によつて當時の納屋頭の職務を分析すると

- (1) 鉱夫の傭入れと身元の保証
- (2) 鉱夫の日常生活の管理、監督
- (3) 鉱夫の繰込、作業の割当
- (4) 鉱夫の業務の督促
- (5) 鉱夫賃金の代理受取

が全般に共通した職務であるが峰地では賃金代理受取を禁止さ
れてゐる。作業督促のため本洞では「時々坑内に下り」大辻で

は「坑夫入坑中は坑内に下り」鉦夫を指揮監督することとなっているが、恐らく他の大部分の炭鉦でも坑内に自ら下り或は人繰を代行させて部下鉦夫の作業を監視、督励するのが常態であつたものと思われる。

坑内作業を請負っているのは金田と仕繰請負の大任だけになつている。

又明治三〇年頃から納屋制度が移入せられて四四―五年頃にかけてその最盛期を迎えた常盤地方でも労働力の統轄を引受ける他に採炭請負、坑外の土建請負或は斤先掘に関係していたものが多かった。

以上のような職務を更に大別すると作業請負に関するものと、作業請負以外のものとに分けることができる。

(一) 作業請負に関する職務

作業請負に関する職務の主なものゝ鉦夫の繰込と作業の督励である。

繰込とは坑内夫を入坑させることで前日中に入坑するか否かを確めて当日朝入坑予定者の家に行つて起床、出役を督励して人員を揃えて入坑させることである。

作業督励とは作業現場を巡廻して鉦夫の作業状況、勤怠等

を監視すると共に危険予防の注意を与え或は技術について指導助言を行うことである。又部下鉦夫に対する仕事の割当及び新入鉦夫の有付等である。

(二) 請負作業以外の職務

請負作業以外の職務の中で最も主要なものは、労働力の調達とその管理即ち鉦夫の募集、雇入れと日常生活の世話、監督等でこれを具体的に列挙すれば

1、鉦夫の備入募集に関する諸般の事務
2、鉦主に対し自己配下鉦夫の身上保証、引受或は損害賠償の義務代辯

3、事業請負をなして組下に稼行せしむること

4、新備入の鉦夫に対して納屋を供給し且家具用品及職業用器具類の貸与

5、独身鉦夫を自己の納屋に起臥せしめ飲食其他一切の世話をなすこと

6、日常組下の保護、行状監督或は紛議争擾の和解仲裁等

7、所属鉦夫に対し日用諸品の供給

8、所属鉦夫の賃金受取代理

9、鉦山と鉦夫との間に於ける意思疎通を計ること、例え

ば鉦山よりの通達取次又は鉦夫の事情陳述取次等

10、組下鉦夫の繰込、仕事の割当或は時々現場監督を為す

こと

11、一面鉦夫としての労務に服す

12、通常の賃金外に或は斤先金或は月手当等諸種の名称の

下に一定の報酬を受く⁽⁵⁾

(5)となつてゐるが納屋頭は右の各項又は數項の職務を委任せられていた。

明治四〇年頃になると作業請負の如きは既に禁止せられた

ところが多く又日用品の供給賃金の代理受授等も制限せられ

た場合も多く下山田に見られるように後の世話方制度と同

じように鉦夫の雇入れ単身者の寄宿及び日常の生活、監督を

行うに過ぎない所もあつた。

資本制生産の未熟な時代には作業請負と労務管理の両面に

亘つて非常に広汎な権限をもつていた納屋頭も経営機構の近

代化が進むとともに請負面に於ける権限を取上げられ或は次

第に制限され更に労務管理面に於ても鉦夫を私有物して、そ

の恣意のもとに酷使するという如きことが次第に許されなく

なり、純然たる納屋制度から、直轄制度へ或は過渡的に両制

度の併用へ進むこととなり納屋頭の職務も流動の激しい労働

力の調達を主とする前期的な形態の労務係的なものへと転化

していった。

註(1)『筑豊炭鉦誌』八五頁

(2) 大山敷太郎、「高島炭坑に見る明治前期の親方制度

の実態」七一頁

(3) 同

(4) 『石炭鉦業連合会創立十五年史』

(5) 『鉦夫調査概要』九七頁—九八頁

二、納屋の組織

「坑夫の住居は所謂坑夫納屋にして自ら二種の区別あり、一

は大納屋と稱し独身の鉦夫之に同居し納屋頭ありて管督す、他

の二つは小納屋にして十間乃至二十間の長屋を分割し之を五、

六戸乃至十二、三戸として家族携帯者を別居せしむ、是亦納屋

頭の配下⁽¹⁾にあるのであるが納屋は納屋頭が自分で建てたもの

と炭鉦から貸与されたものがあり、何れも粗末なもので小納

屋は大抵三疊一間程度であつた。

大納屋には飯場を設けて多數の独身の鉦夫を收容し、小納屋

には小納屋鉦夫という家族持の鉦夫を居住させたが、これも幾

戸かを一組として納屋頭の支配下に置かれた。各炭鉱には普通数個以上の納屋が設けられていて、その各々に一人つつの納屋頭を置いた。従つて一人の納屋頭の下には十数人から多い場合には数百人を超す大納屋鉱夫と小納屋鉱夫とが所属していた。飯場には勤場を付設して飲食物日用品等を販売し大納屋鉱夫は衣食住のすべてを飯場に依存していた。而してこれら多数の納屋鉱夫を統轄するために納屋頭はその下に人繰、勤場などと称する助手を置いた。

「納屋頭ノ職務ハ相当多岐ニ亘リ所属坑夫ガ多数ナル場合ニハ到底一人ニテ其凡テヲ尽ス能ハザルヲ以テ助手トシテ所謂人繰勤場等ヲ置クヲ通常トス、之等ノ助手ハ主トシテ鉱夫ノ繰込、作業ノ督励、日常ノ世話及鉱夫ニ対スル賃金ノ計算等ヲナス而シテ一納屋頭ニシテ多キハ十名以上ノ助手ヲ置ク場合モアリト雖モ普通ハ一人又ハ二人ニシテ五名以上使用スルガ如キハ例外ニ属ス、然シ乍ラ助手ハ鉱夫ニ直接接触シテ其作業上及日常ノ生活ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノナルガ故ニ其ノ人選取締等ハ鉱夫及鉱山ニ取り重要ナル問題ナリ」⁽²⁾

勤場は主に会計や日用品の供給等を行い人繰は坑夫の作業編成や勤怠の監督等に當つた。

納屋制度論 (一) (市原・田中)

(註)

明治前期の鉱山の納屋では大きい部屋頭の下には数人の小頭がいた。

「小頭はその役目により追出し小頭(出勤督励の役目)

差込小頭(坑口にて配下鉱夫の入坑を点検する役)坑内小頭(坑内作業場で監督する役)等があった」

(佐渡金銀山史話四七七頁)

これら人繰、勤場等は納屋頭の身内の者又は腹心の子分を以てこれに当てるが多かつたが、非常に大規模な納屋においては右の助手だけでは尚不十分だったのでこの外に更に中納屋頭という補助機関を置いた。

「納屋頭ハ通常一、二名ノ助手ヲ置キテ其職務ノ一部ヲ行ハシムルハ前述ノ如クナルガ特ニ所属鉱夫ノ多数ナル納屋頭ハ単ニ助手ヲ置キテ其職務ノ一部ヲ行ハシムルノミニテハ到底充分ナル能ハザルヲ以テ所謂中納屋頭ヲ置キテ其衝ニ当ラシム、中納屋頭ハ其報酬及監督ヲ直接鉱山ヨリ受ケズ所謂大納屋頭(普通ノ納屋頭ニ対シテ中納屋頭ヲ置ク納屋頭ヲ大納屋頭ト云ウ)ヨリ之ヲ受クル点ニ於テ通常ノ納屋頭ト雖モ其他ハ全然同様ニシテ其大ナルモノハ助手ヲ置クモノスラアリ 然シ乍ラ中納屋頭ヲ置クガ如キ場合ハ極メテ例外的ニシテ且其場合ト雖モ

一 納屋頭ニシテ二名以上ノ中納屋頭ヲ置クコトハ殆トナシ⁽³⁾
 中納屋頭は助手という性格上、直接炭鉱とつながらず、その報酬は大納屋頭から受けたが、

「ソノ大ナルモノハ助手ヲ置クモノスラアル」の如く部下鉱夫を統轄する点では普通の納屋頭と異なるところはないので、この場合鉱夫は中納屋頭及び大納屋頭によって二重の監督と搾取を蒙ることになるのである。

註(1) 『筑豊炭鉱誌』八三頁

(2) 『鉱山労働資料』三九頁

(3) 同 四〇頁

三、納屋頭の実態

納屋頭の多くは遊俠無頼のもの或いは博徒的な存在で、才能はあっても無学文盲の徒が大部分であった。

「男を売る頭領たるには意気あり、度胸ありて、優に悪漢無頼の徒を屈服せしむる手腕」⁽¹⁾が必要とせられたが「彼等の多数を押えて一頭地を抜くは中々もって容易の業にあらず(中略)単り仕事の手腕が男を売るの手段とならず、却て腕を自慢の喧嘩太郎が名を成す例もあり、故に仕事上の達人なるも、命を的の

大胆なくんば、終生坑夫の面目を脱るる能はず(中略)幾多の暴漢を制御し制服するにおいては到底腕力沙汰の名譽あらざるを得ず」として「頭領伝」の著者が暴力的な労働者を統御するために、作業上の指導能力だけでなく、暴力沙汰も亦止むを得ずとして容認していることは、明治前期の炭鉱においてはこうしたことが一般の風潮であったことを伺うにたります。

次に「頭領伝」に挙げられている当時の頭領の生態を記してみる。

「篠原国太郎。筑後、肥前、肥後の三国に跨りて腕を叩きし剛の者、筑前、豊前に乗り込み来りし後も、数多き乾分の中より精鋭無双の勇者八人を撰みて左右に引き連れ、朱鞘の長剣を背負うて各炭坑を一双の革靴に蹂躪した名物の喧嘩太郎、賭場を巡視して有無を言はずカスリを取る喧嘩上の殺人、傷害無数(註明治二〇年前後)。

飯田利吉。十戈から後山として坑山労働に従事し唐津、平戸、佐々、筑豊の各炭坑を頭領、世話方等として長年軋々とす、怪力無双、喧嘩の相手なしと言はれ後日尾炭坑の大頭領となる。

橋本竹二郎。喧嘩を売られて三人を殺し十五年の懲役。

半田重五郎。屈強の大男、酒を好みて鯨飲数升或る喧嘩に五、六十人の一団を相手に抜刀して頭に濡紙一帖を冠つてつめよる。

佐々木三次郎。ここに二日、かしこに三日の暴れ者で各地を喧嘩して歩き、三日三次郎の異名をとる。

渡辺豊吉。喧嘩出入で郷里香月を出奔し、人は地獄と噂する高島炭坑には投じたり。(明治十八年)同島にては腹切り力松とて名うての親分を頼りて行き下らぬ役目二、三ヶ月勤むる内数度の喧嘩に見所ありとて同大納屋の人繰となり、多少は人に知らるると共に博奕の勝負も太くなりし処より遂には首も廻らぬ身の上となりつい苦し紛れに場銭を攫んでここを飛び出し：海に投じて香焼島まで泳ぎつき各地の炭坑を転々とす。

田中長吉。喧嘩出入で数人を殺す。背中一面に梟首の刺青、獄門の長吉、獄門の親分と立てられた。

小石ハナ。若い頃唐津、米山坑の坑夫となる。多久坑の坑夫の際良人の後向きとなつて匍匐して三五〇斤の荷を挽き四三〇間の運炭道を二十四遍往復して二日分の賞与を得たることあり後豊国炭鉱に移つて粉炭部の頭領となる。

村上市松。長崎県高島坑に至りて三年の間坑夫となりしが、

同坑に暴動起り日ならずして鎮静に歸したるも、氏が活気の人となりは、故なくも其巨魁と認定され、遂に同坑を放逐されたり、よつて途中あらゆる難所の場数を経て、漸く筑前に来りて土手坑の坑夫となり、後三年半を筑豊、長崎の炭坑をめぐつた後再び高島に帰り棹取小頭となつて四年を過す」などの例が多く挙げられている。

貝島太郎もかつては喧嘩、博奕に明け暮した有力な頭領の一人であつた。

これら頭領の中には長州奇兵隊の生き残りでその解散後坑夫となり頭領となつた例もあり又西南の役に軍夫を志願して出陣し硝煙の間を馳駆したもの、力自慢の力士崩れ、傷害、殺人の前科者、人は地獄という高島炭鉱え自ら求めてとび込み修業を積んで男を磨いたなどという例が屢々挙げられている。

彼等の多くは若い頃から喧嘩、博奕、放蕩等で産を破り、家を傾けて郷里を出奔し各炭坑を転々として、年功を積んで頭領、納屋頭となつた者が多く、明治前期の納屋頭の傾向の一斑をうかがうことができる。

又、明治三年七月田川採炭組が田川炭鉱の事業を引き継いで間もなく、賃金値下げが発表されると納屋頭緒方勤治は全山

の犠牲となるを顔役の誇りと考え、密かにマイト三百五十六発を隠匿し他の顔役とも通謀して機を窺い、坑内外の重要施設を爆発すべく準備を進めていた。この計画はしなくも事務所の探知するところとなり未然に放棄された。当時田川炭鉱に前経営者である田川探炭会社から引き継いだ十八名の納屋がいたが、これを一応解消し引めて右緒方外三人の納屋頭を選任し、引き継いだ坑夫は概ね四人の納屋頭に所属することになったが、この納屋頭の中の二人は甚だしい悪漢で、後緒方は同僚の納屋頭古川末十郎との間に子方の争奪から紛争を起し、緒方は殺害され、古川は捕縛されるという事件があった。

以上の如くその過去においては多くは放将三昧の博徒的存在であった暴れ者が各地方の炭鉱を渡り歩いて男を売り、其間に多くの子分、兄弟分をつくり、やがて納屋頭として一炭鉱に定着することになると、身内、同類の者を呼び集めて、自らを頂点とする一勢力圏を形成し暴力を背景として鉱夫を抑圧し搾取したのである。

炭鉱における産業革命が次第に進展するに従って筑豊炭田をはじめ、唐津、長崎の各炭田においても労働力の不足は漸くその度を強めたが、鉱夫移動の激しさは更にこれに輪をかけるこ

ととなり、資本制生産の展開が未熟で資本金の弱い中小炭鉱では労働力の確保如何によって経営が左右せられていたので「大いに為す事あらんと欲する坑主輩は実に己を虚うして之を待ちたり、礼を厚くして之を招けり」⁽⁵⁾という情況——石炭採掘から労働力統轄をあげて納屋頭に一任することが多かつた。

当時零細規模の炭鉱では排水設備が不十分だったので水没其他の変災が起ると直ちに廃坑として他に移るようなことが多く又梅雨期から秋期までの坑内湧水の多い時期は採炭を中止して一時閉鎖することも屢々であった。

こうした場合「其の中止や坑夫も期する所にして其の廃棄や坑夫も亦自己の不運と諦らめる而已、招来するには頭領の徳望を以てし、解散するには頭領の威力を以てす、二顆の大博飯^{にぎりめし}、一足の鞋は其の錢なり、一人宛て二合半の酒は其の離盃と慰勞を表すなり、飲み了って手を拍って、サテ己がまにまに四方に散じて各其糊口の方をたつるなり、招くに坑夫集らず、解くに坑夫散ぜざるは、頭領たる者の恥辱なり」⁽⁶⁾の如く、鉱夫の解雇、調達等あげて納屋頭に委ねられていた。

「頭領伝」は、こうした経済外的な関係によって結ばれる封建的な納屋風俗を次のように述べている。

「されば骨肉の者にも持ち余まざる程の腕白者として、絆を切った暴れ馬の、なかなか御し難き苦なれとも、此の処には例の頭領あり、名を聞いての日頃の景慕、逢って見ての随喜心服、さて其の部下となつて見れば、寛猛並び施し、思感両つながら行なう、伊達男の号令に、筋肉ピリリと引き締まる心地して、我儘のワの字も出し得ぬ始末となり、知らず識らずの間に、所謂炭坑的風俗に感化せられ、昨日の猛虎も今日は頭領の膝下に親しむ狎猫と化し、乾父に尽す忠実、大哥に事ふる恭順、せめて此の心の百分の一もて、其の父兄に尽しなばと思わる程の人とはなるなり、久しく馴るれば馴る程、頭領の男振り愈貴く、酸いも甘いも噛み分けたる指図振り、誰も一度は若い者、有り勝ちの過誤失錯、叱りはせぬが斯くあれと大腹中の制止教訓に、親の泣き言を空耳に流したる不幸男も、涙を流して謹聴する不思議さ」。(7)

そのため「名ある頭領の乾分となり強き大哥の部下に立たざれば抗夫肩身の狭き心地せり」(8)

というようなことで近代的な賃金労働者としての意識に目覚めていかなかった渡り鉦夫にとっては暴力を背景とする威力と思情を絡ませたところの、表面はとも角もその実質においては「労働力提供は何ら明確な報償関係には立って居らず、主人に

よつて日々の生活を賄われ、部屋を与えられ、病気または老年など労働不能に際し主人より配慮をうけるといふとき、内容の把握し難い現物給与を以てその報酬となしている」(9) ような扶養賃金的な待遇も意に介せず、むしろ擬制せられた一家の構成員たることを男の誇としていたものである。

鉦夫の状態が右のようだったので、それを統御する納屋頭の資格として要求されたものは次のようなことである。

納屋頭は「経験家たると同時に棟梁の材と徳望とを有たねばならぬ。ここに云う所の棟梁の材及び徳望とは、世話ずきなること、痒い所に手の届く人たること、相当酒を飲みうること、目より鼻に抜ける程の伶俐ものたること、相当人中で口の利けること、度胸あること、威張らずおごらず砕けたる人たること、世の中の酸いも甘いも知り抜いたものたること、(中略) 睨みの利くこと、統御の才あること、炭坑側にも山の役人にも受けよきこと等を要素とする性格の所有者を指すものにして、決して暴力無知を唯一の武器とする俱利加羅紋々の大兄哥を云ふものでない」ということになっているが、これは納屋頭のあるべき姿を抽象した一つの理想像であつて現実の納屋頭の大部分は決してこうした性格を備えた士君子ではなかつた。

- 註(1) 『頭領伝』三〇頁
 (2) 同 二五頁
 (3) 同
 (4) 『三井田川鉱業所沿革史』草稿第八卷
 (5) 『頭領伝』
 (6) 同
 (7) 同 十四頁
 (8) 同
 (9) 馬場克三『個別資本と経営技術』一六〇頁
 (10) 中央職業紹介事務局編『福岡県における労働事情』
 一五〇頁

四、納屋頭の所得

納屋頭が作業請負人的性格を有していた時代においてはその収入は配下鉱夫の労働力の搾取による請負収入がその主体をなしていた。

明治十年代と推定される時期における長崎県北松地方の慣例として頭領の給与は十日間に、玄米一斗、醤油一升五合、味噌三斤、酒五升、蠟燭三斤、(尚坑夫一人の十日間の手当は玄米六升、酒二升五合、野菜代十錢)⁽¹⁾程度であったし、明治五年十

月に具島太助が田川郡弓削田炭鉱(註、現在の峰地炭鉱)の副頭領となつた当時の給与は石炭百斤につき口錢二〇文、ほかに手当として酒二合半、米四合を支給されるだけであつたから、賭方の利益に目をつけて、直方から妻を呼び寄せ飯場を開いて鉱夫を寄宿させたこと⁽²⁾は、前にも述べたとおりである。

(註) 明治五年官収の直前に三池炭鉱では鉱夫賃金を規定したが、これによると、

採炭夫一五錢、運搬夫一四錢、日雇一二錢となつている。

(三井三池鉱業所沿革史草稿)

このように作業請負業者としての頭領の収入は彼等が大きな勢力を振つた割合には少なく、現物給与の外に配下鉱夫の採炭額を基準として若干の手当を支給せられる程度だったので太助の場合の如く飯場を開いて配下鉱夫を收容し、その賄料及び物品販売による利益の取得を目指すようになったが、やがて作業請負的な色彩が薄れて、納屋頭本来の性格を帯びるようになった。——「鉱夫の賃金中歩合を定めて若干を控除し残余を本人に給して、更に其の中より自家における賄料を徴するを例とし」⁽³⁾の如く賄料や雑品販売による収益、或いは配下鉱夫の稼働成績を基準とする手当、又は出稼手当、賞与的な手当等の外に

募集手当があり、その取り分は担当広汎なものであったが右以外にも賃金のピン劔ね其の他色々な名目による中間搾取は相当地な額に上った。

明治時代筑豊地方で有名だった頭領、飯田利吉の伝記に「明治一五、六年頃彼が杉山徳三郎の目尾炭鉱大頭領をつとめていた当時、氏に給するに二万斤につき斤先金貳拾銭と大納屋の収入を以てしたるを以て氏の収入は一日拾円に登りしと云ふ、氏は茲に在ること一年半にして下境なる本洞坑主に招かれて新平坑の大頭領となる。此の月俸は僅かに四拾円にして得失上の打算より云へば目尾坑と比較にならざるも氏は坑主の人となりを買ふて軋じた」とある。一日一〇円とすれば一ヶ月三〇〇円となるが斤先金は本洞坑の場合の如く月、四、五〇円程度が普通であったものと考えられるので後の二百四、五〇円は大納屋よりの収入とみて差支あるまい。

(註) 明治一八年当時の筑豊石炭鉱業組合事務所の給与、総長月五〇円、幹事二〇円、書記一〇円、小使三元、日役一五銭、常議員日当五〇銭である。(「日本石炭読本」三四〇頁)

「明治二十九年に納屋頭が徴収していた手数料は切賃については、一万斤に付八銭乃至十銭、跡間賃についてはその百分の

五、六であった。当時は一万斤当り切賃は二円見当で坑夫の賃金は一日平均五十銭乃至六十銭程度でこの程度の搾取も看過し難いものであった」(5)けれども切賃についての手数料は流通面における中間搾取に比べるとなお少額であった。

明治中期頃納屋頭が炭坑へ提出した誓約書の中に

「一、部下ノ者ニ対シ稼賃不渡等ノ事決シテ致間敷候事

一、御坑規定外ノ懸り物ハ坑夫ヨリ取立間敷候事」(6)

(明治三二年七月 田川採炭組納屋頭誓約書)

「一、納屋頭ト坑夫トノ間ノ計算ハ、一定ノ帳簿ヲ整理シ、一目亮然タラシメ、常ニ坑夫稼ギ賃等ニ掛ル手扣帳ヲ渡シ置キ、翌十日迄ニ決算シ、納屋帳簿ト引合捺印或ハ拇印セシメ、且警官ノ立合ヲ乞、帳簿ノ検査ヲナシ都テ坑夫ニ疑念ヲ懐カセ申間敷候事

一、自分共ヨリ坑夫へ支給スル物品代価ハ都テ一定セシメ、決テ不当ノ代価ヲ貧リ其他不正ノ所業ヲナシ、坑夫ノ苦情ヲ招ク事ナク、且物品ハ従来炭坑社ヨリ支給セシ品位ヲ標準トナシ、粗悪ノ物ヲ支給致間敷候事」(7)

(高島炭鉱納屋頭誓約書)

などのような条項があることは賃金のピン劔ね、物品代のごま

かし等中間搾取の弊が甚だしかった事実を裏書きするものである。

炭鉱が規定した正規な納屋頭の報酬を明治三十九年調査の「鉱夫待遇事例」についてみれば次の通り。

「大辻炭坑 納屋頭ノ報酬ハ所属鉱夫ノ出炭函數ニ依リテ斤先金ヲ鉱業人ヨリ与フ

新入炭坑 出炭高賃金ヲ標準トシ七分乃至一割一分ノ手当ヲ

鉱業人ヨリ受ケ、又日役ヲ使用スルトキハ其ノ給料ノ八分ヲ給ス

下山田炭坑 所属鉱夫一五日間ノ稼賃金高ヲ標準トシ鉱業人

ヨリ支給ス

上山田炭坑 一ヶ月間ノ稼賃金高ヲ標準トシテ鉱業人ヨリ支給ス

大任炭坑 最高一ヶ月百六十七円最少十円ニシテ平均五十九

円余ナリトス

夕張第一坑 鉱夫募集ヲ托セラレシトキ日当ヲ受クルノ外鉱山ヨリハ何等ノ報酬ヲ受クルコトナシ

大之浦炭坑 所属鉱夫一ヶ月間使役者ノ數ニ依リ十五円以上三十円以下ノ手当金ヲ給スルノ外出炭函數ヲ標準トシ斤先

金ヲ鉱業人ヨリ与フ

本洞炭坑 所属鉱夫採炭賃金ヲ標準トナシテ鉱業人ヨリ与フ

明治炭坑 所属鉱夫ノ採炭賃金ヲ標準トナシテ鉱業人ヨリ与

フ

古河西部鉱業部 所属鉱夫ノ出炭函數(日役又は日數)ニ応

ジテ鉱業人ヨリ与フ

忠隈炭坑 所属鉱夫稼賃金高ヲ標準トシテ鉱業人ヨリ与フ

金田炭坑 出炭函數ヲ標準トシ鉱業人ヨリ支給ス

峰地炭坑 部下鉱夫ノ出炭函數ヲ標準トシテ鉱業人ヨリ給与

ス

香春炭坑 採炭函數ヲ標準トシ鉱業人ヨリ支給ス

受負事業ニ就テハ其ノ収入ノ幾部分ヲ受クルモノトス⁽⁸⁾

右以外の炭鉱においてもこれと略同様で配下鉱夫の賃金又は採炭額を基準として報酬を受けていた。

三菱が全国の与論の集中攻撃を受けて若干の改善を行なった際に制定された「高島炭坑々夫取扱手続」によると「納屋頭ノ所得ハ坑夫事業高ノ六分ヲ手数料トシテ領収シ、其他賄料ニテ多少ノ利益ヲ得ル故ニ坑夫ノ多寡ト事業賃ノ多少ニヨリ不同アレドモ、大概一納屋ニシテ一ヶ月三十円以上六十円ノ利益ヲ得

ル」⁽⁹⁾とあり、又「鉱夫調査概要」によれば明治末期の三池炭鉱においては、

一、採炭納屋頭（四人）組下鉱夫ハ納屋頭ノ手ヲ経ルコトナリ直接ニ炭鉱ヨリ工賃ノ支払ヲ受ケ納屋頭ノ手当ハ函數ニ応ズルモノニシテ一日一函ニ付炭百五十一函以上ハ一錢七厘、二百一函以上ハ二錢、三百一函以上ハ二錢七厘、三百五十一函以上ハ三錢、四百一函以上ハ四錢ノ割ニテ之ヲ受ク。

二、開鑿納屋頭（三人）納屋鉱夫ニ代リテ賃金ヲ受取リ世話料トシテ普通賃金ノ一割ヲ尤モ仕事ノ都合ニヨリ適宜ニ手加減ヲ為スコトヲ其ノ都度炭鉱ヨリ許可セラル。

三、車夫納屋頭（二人、ウチ一人ハ坑内、一人ハ坑外）坑内頭ハ日役者稼一方ニツキ三錢ノ手当ヲ受ク所属坑夫ハ各自ニ炭鉱ヨリ賃金ヲ受取ルナリ、又坑外頭ハ納屋子ニ代リテ賃金ヲ受取リ世話料トシテ一割ヲ収ム⁽¹⁰⁾。

ここでは「仕事ノ都合ニヨリ適宜ニ手加減ヲ為スコト」を其ノ都度炭鉱の方で許可して公然とピン刈ねを認めている。

常盤炭田の入山炭鉱では「筑豊の納屋頭に類する坑夫の受負人兼監督者とも称すべきものにして各自若干名の坑夫を自家に

納屋制度論 (一) (市原・田中)

養い賃金の五分を刈ね⁽¹¹⁾て手数料としているから、飯場頭はその配下鉱夫の総賃金を標準として、その百分の六に担当する金額を会社から支給されると同時に鉱夫からも賃金の五分を手数料として徴収している。

以上にあげた例によって納屋頭の所得を次のように分類することができる。

- (1) 一定の基準を定めて受くるもの
- (2) 盆、年末等に賞与的に受くるもの
- (3) 鉱夫募集の際に募集費として雇入鉱夫一名につき一定の金額を定めて受くるもの

等があるが(1)の一定の基準によって受くるものが主であって(3)は(1)に附随して募集費として受くるのが普通である。

一、報酬の基準

納屋頭が受ける報酬の基準となるものは

- (一) 納屋頭所属鉱夫の稼働成績を標準とするもの、即ち一定期間内における総賃金の何%とするもの、又は出炭高、運搬高一函につき何程と定めるもの

- (二) 配下鉱夫の出稼一人一日につき何程と定め稼働そのものを標準とするもの

(三) 右のものに一定額の手当(年、半季、月等)を加えるもの、などがある。

1 稼働成績を標準とするものに

A、所属鉱夫の所得金額を標準とするもの、此の方法が最も普通であるがこれにも次の二方法がある。一つは職種によって率を異にするもので一つは金額によって率を異にするものである。

前者の例としては配下の採炭夫、掘進夫、運搬夫、雑夫の一日或いは一ヶ月間の職種別の賃金の何分、何%とするもので後者の例としては配下全鉱夫一日又は一ヶ月間の総賃金額の何分、何%とするものである。

B、これは前掲の三池炭鉱採炭納屋頭の場合の「一日一函二付出炭百五十一函以上八一錢七厘の如く所属鉱夫の出炭函数を基準とするもの又は運搬夫の運炭一函、選炭夫の選炭一函、掘進夫の掘進一間につき何程とするようなものである。

2 稼働そのものを標準とするもの

これは例えば同じく三池炭鉱車夫納屋頭の場合の如く「日役者稼一方ニツキ三錢」或いは運搬夫、雑夫一人一日の稼働に

つき何程という如きものである。

3 月手当を標準としてこれに(1)及び(2)を加味したもの。

例えば一ヶ月の手当を五〇円と定めこの外に配下採炭夫の出炭一函につき五錢宛支給するなどの如き場合である。

然しながら右は納屋頭の所得の分類であって、当時、これらを実際に厳格に区別して実施せられたものでないことは言うまでもない。

内務省社会局監督課が作成した「鉱山労働資料」によって大正一二年一月現在において如何なる方法が最も採用せられたかをみることにする。

計	稼働成績			計	稼働		計
	賃金	出炭	業種別金額別量等		者数	月手当	
山口県	五			七〇	四	二	七六
長崎県	七	四		七	一		七
佐賀県	二	三		一四			一五
福岡県	二七山	八山	九山四四山	五	三山	二山四九山	五
計	四一	一五	一四	七〇	四	二	七六

右によれば所属鉱夫の稼働成績を標準とするものが全体の九

○%を占め、且つその中で業種別賃金額を標準とするものが最も多くなっている。

二、報酬率

報酬率は各炭鉱とも略々一定していて大差はないようであるがこれを支給方法別に示してみる。

(1)稼働成績を標準とするもの

(イ)総賃金額を標準とするもの

(ロ)出炭額其の他を標準とするもの

						二函 一〇銭以上	七 一〇銭	五 七銭	三 五銭	計
福岡県	二	四	四	四	一四	一山	三山	三山	二山	九山
佐賀県										
長崎県	一	一								
山口県			一							
計	二	四	四	四	一四					

(13)

一函は普通〇、五トンであるから採掘費を大体五〇銭乃至一円とすれば(イ)の場合と略々率において大差はないこととなる。

(2)稼働者其の者を標準とするもの

福岡県の三鉱山

納屋制度論 (一) (市原・田中)

A、採炭夫 一二銭、雑夫 五銭

B、職工、雑夫 七、五銭乃至二三銭

C、採炭夫 四銭

(3)月手当を支給する二鉱山(福岡県)

A、月手当五十円として其の他に出鉱一函につき三銭宛支給

給

B、所属鉱夫一人につき一ヶ月一円乃至一円五〇銭となっている。

新入炭鉱における納屋頭の報酬算定基準

(大正六年二月一日実施)

「一、採炭ニ対スル手当ハ、採炭賃金ノ多少ニ拘ラズ該賃金高ノ一割ヲ支給ス。

一、坑内日役繰込ニ対スル手当ハ、従前通り賃金ノ多少ニ拘ラズ該賃金高ノ八歩ヲ給ス。

一、坑内仕繰、棹取繰込ニ対スル手当ハ、各賃金ノ多少ニ拘ラズ該賃金ノ八歩ヲ給ス」⁽¹⁴⁾

(三菱合資調査課「労働者取扱方に関する調査報告書」)

採炭夫繰込については賃金高の一割、坑内日役、仕繰、棹取繰込については八分の手当が支給されている。

んなんとするものがあつたことは、実に驚くべきことである。
 多数の鉱夫をその支配下にもつ有力な納屋頭は右の例のよう
 に、高額の所得を得ることになるが、所属鉱夫の少い納屋頭は
 月額六円などという低収入であるため、自らも鉱夫と共に稼働
 して生計の途を立てることになるのである。大正十一年九月と
 一二月の四ヶ月間における自らも稼働しつつ鉱夫を養っていた
 納屋頭の数及びその収入額をあげてみる。

	自稼収入アル		自稼収入月額	
	納屋頭数	総額	一人当り	
福岡県	四名	一、〇〇円	元円	
佐賀県	二元	三三	三	
長崎県	三〇	一、二四	元	
山口県	101	四、五五	四	
計	三六	八、五	六	

(19)

右の表をみると自ら稼働する納屋頭が山口県に最も多いこと
 は納屋頭を置く同県の炭鉱に零細規模のものが非常に多いこと
 を示すものである。

大正十二年一月末現在における右四県の納屋頭の数は一、〇

納屋制度論 (一) (市原・田中)

〇六名であり、その二〇％に当る二二八名の納屋頭は自らも一
 労働者として稼働しているが、その収入は上表の如く少額で鉱
 夫の賃金と大差はない。

常盤地方では飯場制度の全盛期だった明治四四一五年頃の有
 力飯場頭一宗像氏は当時二九〇名、日野氏三五〇名程も擁した
 大飯場を経営するに至った。当時日野氏は会計十五日分会社よ
 り受領する金額約二、〇〇〇円、直接坑夫に給与する金額は三
 〇〇円程度であつたと云うから、粗雑な住居費、食費を差し引
 くも莫大な収入があつたものと察せられる⁽²⁰⁾ というような状態
 だったので約三、〇〇〇円程度の月額収入があつたことにな
 る。これを明治四三年の常盤炭田の好間炭鉱々夫の賃金、採炭
 夫最高一円二五銭、最低四〇銭、後山夫最高六〇銭、支柱夫
 最高七七銭、雑夫平均
 四〇銭に比較すると驚
 くべき莫大な数字であ
 る。⁽²¹⁾

納屋制度末期ともい
 うべき大正一二年に於
 ても納屋頭の所得額は

	最	高	平	均
福岡県	一、七〇円		三九円	
佐賀県	一、〇七六円		三八円	
長崎県	六〇〇円		三六円	
山口県	五八六円		六六円	
平均	一、〇三三円		一三三円	

(22)

右表の如くであり、平均額はとも角も最高額においてはなお巨額にのぼっている。

更に昭和四年一月末における三菱筑豊鉱業所管下各炭鉱の特別周旋人の一ヶ月平均手当額は左表のごとくである。

	鯉	田	方	上	計
	田	城	山	田	
二〇〇円以上		一			一
一五〇円以上	五	四	二		七 四
一〇〇円以上	三	二			五 二
五〇円以上	一	二	三	二	二 一 五
五〇円未満	三	一	一		五 一
計	一 三 三	二	四 一	三 九	一 三 九

(23)

() 内は朝鮮人

最高は二五九円二二銭、最低七円一五銭、平均九六円八二銭で最低は別としても最高、平均ともになお相当な高額である。

註(1) 『頭領伝』

(2) 『日本石炭読本』三〇九〜三二〇頁

(3) 『再版日本炭鉱誌』八二頁

(4) 『頭領伝』

(5) 『明治鉱業社史』

(6) 『三井田川鉱業所沿革史』前史草稿

- (7) 『親方制度の実態』
- (8) 『鉱夫待遇事例』二一八―二二四頁
- (9) 『親方制度の実態』七二頁
- (10) 『個別資本と経営技術』一七〇―一七一頁
- (11) 『日本炭鉱誌』
- (12) 『鉱山労働資料』四七頁
- (13) 同 四九頁
- (14) 『人と人』第六卷第八号
- (15) 同
- (16) 同
- (17) 『鉱山労働資料』
- (18) 同 五〇頁
- (19) 同
- (20) 『炭鉱聚落』二七二―二七三頁
- (21) 『再版日本炭鉱誌』二七二頁
- (22) 『鉱山労働資料』
- (23) 『人と人』第六卷第一二号

五、納屋及び納屋頭の数

明治前期における各炭鉱の納屋頭の数には正確な資料がないために不明であるが明治三〇年及び三一年の調査によれば次の通りになっている。

右の外に

納屋制度論 (一) (市原・田中)

馬場山香月炭鋳	三名		
長浦炭鋳	四名		
朝日炭鋳	五名		
新入炭鋳	二二名		
日焼炭鋳	二名		
笠松炭鋳	一名		
平恒炭鋳	六名		
御徳炭鋳	二名		
碓井炭鋳	五名		
焦丸炭鋳	三名		
金田炭鋳	六名		
勝野炭鋳	大納屋頭五名、中納屋頭四名、 函取納屋頭二名	計 一一名	
室木炭鋳	一名、車夫納屋頭一名	計 二名	
鮫田炭鋳	一名		
	棹取受負兼納屋頭一名	計 一二名 ⁽¹⁾	

「大隈炭鋳	頭領納屋	二棟
第三大辻炭鋳	大納屋	四棟
岩崎炭鋳	同	四棟
第一大之浦炭鋳	同	五棟
藤棚炭鋳	同	一一棟
塩頭炭鋳	同	七棟
本洞炭鋳	同	八棟
扶桑炭鋳	同	一棟
田川採炭鋳	同	二三棟 ⁽²⁾

の如く、納屋頭の数是不明であるが、大納屋の数をあげてある
ので、一名乃至数名の納屋頭がいたことは間違いない。

又三井田川炭鋳では「明治三〇年七月に田川採炭組が前経営
者の田川採炭株式会社から其の業務を引き継いだ際は一八名の
納屋頭がいたが一応解約して改めて四人の納屋頭を選任した⁽³⁾
とある。

更に「鋳夫待遇事例」によれば明治三十九年頃の納屋頭数は
次のようである。

「夕張第一坑	飯場二二ヶ所 (人員記載なし)
大辻炭坑	納屋頭 三七名

關西大學『經濟論集』第一四卷第一号

新入炭坑 納屋頭 三〇名

上山田 " 同 八名⁽⁴⁾

「大之浦 " 同 一四名

本洞 " 同 一〇名

明治 " 同 一名

忠限 " 同 一〇名

峰地 " 同 四名

香春 " 同 四名

古河西部鉱業所 同 一八名⁽⁵⁾

右以外には具体的な数字を掲げていないが、当時直轄制度を採用していた少数のものを除き、大多数の炭鉱ではその規模に応じて若干名の納屋頭を置いていたことは間違いない。開発の遅れた常盤炭田では、飯場の全盛時代は明治四四、五年頃であったが「磐城炭鉱を中心としたものみにも宗像、日野、菊地、五十嵐、中島、松坂、安齊、横山、大沼、広谷、反保、佐藤、笹山、西川、虫本等の諸氏がそれぞれ飯場頭となり(中略)宗像氏は当時二九〇名日野氏三五〇名程も擁した大飯場を⁽⁶⁾経営」している。

(註) 明治二二、三年頃佐渡鉱山には部屋頭と称するものが五

人いて、その中最も有力な部屋は三百人位の配下を有していた。
(「佐渡金銀山史話」四七七頁)

三菱新入炭鉱では鉱夫を炭鉱から辞令を貰っている甲種鉱夫と辞令を貰っていない乙種鉱夫とに分けていたが、後者の中、坑外日役は主として請負制度により、それ以外の鉱夫は直轄制度と納屋制度に分属していたが全鉱夫の約七割が納屋に所属していた。

大正二年一月現在の納屋頭は次の七名であった。

納屋頭名 所属鉱夫数

竹延 七十五名

田中 七十七名

榎本 六十八名

古賀 三十三名

西村 三十四名

東 二四三名

福丸 一七四名⁽⁷⁾

計 三、二〇〇名

竹延、田中両名の如きは七百名以上に及ぶ多数の子方を抱え最も少ない福丸でさえ一七〇名を擁するほどの大勢力であつ

た。

鯉田炭鉱でも乙種鉱夫については新入と略々同様な取扱いは行ない、鯉田の五坑中、第一坑と第三坑が納屋制度をとり第一坑に四名、第三坑に七名、計十一名の納屋頭がいた。

新入についてみると納屋頭数は三〇年は二名で三十九年には三〇名に増えているが、大正二年になると七名に淘汰されて、納屋制度消長のあとを示している。

大正十二年の九州各県における納屋制度の状況を左によつてみてみよう。

	納屋頭ヲ置ク炭鉱	然ラザル炭鉱	計	納屋頭ヲ置ク炭鉱ノ比率
福岡県	五〇山	三二山	八二山	六一%
佐賀県	五	八	一三	三八
長崎県	一七	一三	三〇	五七
山口県	七	三	一〇	七〇
計	七九	五六	一三五	五九

右によると九州の一三五炭鉱中、七九炭鉱、比率にして五九%が納屋頭を置いている。

納屋制度論 (一) (市原・田中)

地方別にすると山口県の比率が最も高く佐賀県が最も低くなっている。

なお大正五年に公布された「鉱夫労役扶助規則」によつて中間搾取の機構としての納屋制度の存在が許されなくなり、次第に世話方制度又は募集人請負制度等に変容していったので、一二年頃になると一概に納屋頭といつても鉱夫に対する統制力が依然強い純粋の納屋頭があると同時に、その権限を大幅に制限せられたものもあつて納屋頭の職能については広狭さまざまであつたが、上表はその全部を包含したものである。

次に在籍鉱夫数と納屋頭との関係をみれば次表の如くなつてゐる。

即ち鉱夫数五〇〇名以下の小規模炭鉱では納屋頭を置かぬものの方が多いが、五〇〇名以上の炭鉱では納屋頭を置くものが多く、特に一、〇〇〇人から三、〇〇〇人程度の炭鉱においてその比率が最も高くなつてゐる。

これは即ちこの年代になると鉱夫五〇〇名以下の小規模炭鉱では納屋頭を置かなくても炭鉱資本が直接に鉱夫の統制ができたことを意味し、五〇〇名を超える程度になれば若干名の納屋頭を置いた方が統轄に便利であつたことを示すものである。

計	山口県	長崎県	佐賀県	福岡県	鉦夫数		計	五〇〇名		計	一、〇〇〇名		計	三、〇〇〇名以上		計
					置ク モノ	置カヌ モノ		置ク モノ	置カヌ モノ		置ク モノ	置カヌ モノ		置ク モノ	置カヌ モノ	
二〇	一	一二		七	一〇〇名	五〇〇名	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	三、〇〇〇名以上	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
三六	三	一〇	六	一七	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
五六	四	二二	六	二四	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
二〇	二	二		一六	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
八		二	一	五	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
二八	二	四	一	二二	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
二七	四	一	三	一九	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
六				六	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
三三	四	一	三	二五	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
二二		二	二	八	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
六		一	一	四	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
一八		三	三	一二	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
七九	七	一七	五	五〇	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
五六	三	一三	八	三二	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計
一三五	一〇	三〇	一三	八二	一、〇〇〇名	一、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	二、〇〇〇名	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計	置ク モノ	置カヌ モノ	計

大正十二年の九州各県における納屋頭数は次の如くなっている。

計	山口県	長崎県	佐賀県	福岡県	納屋頭数		一炭鉦当り納屋頭数			
					最	高	最	低	平	均
一、〇〇六	一九一	一六七	九四	五五四名	七〇名	一名	一名	一名	一名	一名
七〇	六〇	六六	五二	七〇名	八	一九	八	一九	八	一九
一	四	一	八	一名	一	九	一	九	一	九
一三	二七	九	一九	一名	二七	九	一九	九	一九	九

(10)

前述の如く明治三〇年当時納屋頭数の最も多かったのは新入の二二名で其の他は数名に過ぎなかったのにこの頃になると最高は福岡県某炭鉦の七〇名をはじめとして他の三県でも五〇名以上の納屋頭を有する所があり、一鉦当りの平均数も非常に多くなっているのは、少数の納屋数が多数の鉦夫をその傘下に擁して勢威を張り横暴をきわめるといふような弊害が生じた結果、納屋頭の数を増し、一納屋頭当りの鉦夫数を減じて納屋頭の勢力を分散させるという方針によつたものと思われ納屋制度廢止の氣運が次第に高まりつゝあつた事実を示すものであらう。

又同年における納屋頭の助手及び中納屋頭の数は次の通りに

納屋制度論(一)(市原・田中)

計	山口県	長崎県	佐賀県	福岡県	中納屋頭	中納屋頭	中納屋頭	中納屋頭	中納屋頭 助手
					炭鉞	炭鉞	炭鉞	炭鉞	
四		一		三	一九名	兎名	坑内夫 坑外夫	計	四名
三		三		一	一〇名	三名			
六		二〇		一	一〇名	三名			
一、六三		五五		一	一〇名	三名			
三		四		一	一〇名	三名			
一、七三		六二		一	一〇名	三名			
八		四		一	一〇名	三名			

(12)

中納屋頭数

員数	最	高	平	均	一炭鉞別納屋頭数	
					八三四	五一
山口県	五	七	六	一、〇		
長崎県	五	七	六	一、〇		
佐賀県	五	七	六	一、〇		
福岡県	五	七	六	一、〇		
計	五	七	六	一、〇		

(11)

なっている。
 助手員数

中納屋頭を置く炭鉞は福岡県の三炭鉞と長崎県の一炭鉞だけ
 できわめて例外である。

納屋頭の勤続年数を知ることが中々困難であるが「頭領伝」
 によって明治二〇年代頃から三〇年頃にかけての一例をあげると、
 飯田利吉は明治二二年頃から新入炭鉞で約五年勤務したが一度他へ
 転じた後再び新入へ帰り五年間勤めた。入江百太郎は上二村の炭鉞で
 四年間、入江佐一郎は貝島満の浦炭鉞で二年八月、則松卯左衛門は
 頃末炭鉞で二年、片山炭鉞で一年、岩瀬炭鉞で二年、泉佐太郎は御徳炭鉞
 で一年二ヶ月勤務の後、伊岐須炭鉞に移り半年、金田で半年、楠炭鉞で半年、常盤重平は菅
 牟田炭鉞で一三年等々であった。中には一〇年以上一ヶ所に勤務して
 いるものもあるが、その多くは一炭鉞に長く落着かず方々を転々として
 いるものが多い。

概して大規模炭鉞に長期勤続のものが多く、中小規模のものに短期間の
 ものが多い。これは即ち前者はその地位、収入が割合に安定しているため
 であり、後者の場合は経営の基礎が薄弱なために、盛衰浮沈が常なかつた
 こと、或いは、よりよき安定と収入とを求めて他に転じたことによるもの
 であろう。

一般的にみて大規模炭鉞の場合勤続年数が長いことは事実で

あるが、昭和四年の三菱唐津鉱業所の場合など納屋頭が世襲となつてゐる例があり、昭和四年の世話方制度廢止に當つて世話方の一人は父の勤続年数を合算した率による退職金を受けてゐる。

次に大正十二年一月末現在のをみれば次のとおりになつてゐる。

	勤続年数				計	平均勤続年数
	三年以下 の勤続者	三年以上 五年以下 の勤続者	五年以上 十年以下 の勤続者	十年以上 の勤続者		
福岡県	二九名	三名	三名	三名	五五名	七・四年
佐賀県	八	一五	三〇	四	五三	八・八
長崎県	五	六	四	七	一六〇	六・〇
山口県	五	六	六	四	一九二	六・三
計	三四	三三	三〇	三〇	一、〇〇六	七・一

(13)

(『鉱山労働資料』五三頁)

右によれば勤続三年以下が二八%、三年以上五年未満が二三%、五年以上十年未満が二七%、十年以上が二三%で平均が七年となつて明治時代のそれに比較して勤続年数が長くなつてゐることは、大正時代に入って炭鉱の基礎が安定したこと、及び

納屋頭の地位が、鉱夫募集及び労働力管理というその本来の役割の点で一応固定してゐたことを意味するものである。

註(1) 『筑豊炭鉱誌』

(2) 同

(3) 『三井田川鉱業所沿革史』草稿 第八卷

(4) 『鉱夫待遇事例』二一八—二一九頁

(5) 同 二二四頁

(6) 『炭鉱聚落』二七一頁

(7) 『人と人』第六卷、第七号

(8) 『鉱山労働資料』三七頁

(9) 同

(10) 同 三八頁

(11) 同 三九頁

(12) 同 四〇頁

(13) 同 五三頁